

## 愛知県青少年育成推進キャラクターゆーりいの使用に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、愛知県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）の参加機関・団体（以下「参加機関・団体」という。）が、「愛知県青少年育成推進キャラクターゆーりい」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程においてキャラクターは、別表に掲げるものをいう。

### (使用範囲)

第3条 キャラクターの使用範囲は、参加機関・団体が行う青少年の健全育成を目的とした事業に係る次に掲げる広報・啓発活動とする。ただし、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合は、この限りではない。

- (1) 記者発表資料、広報誌及び各種印刷物への刷り込み
- (2) 広報・啓発物品の作成・配布（無償のものに限る。）
- (3) ソーシャルメディアを含むWEB媒体への掲載
- (4) その他、事務局長が必要と認め、愛知県（以下「県」という。）の使用許諾が得られた事業

### (使用の申請)

第4条 参加機関・団体で、キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ使用申請書（別記様式1）に次の書類を添えて、愛知県青少年育成県民会議事務局長（以下「事務局長」という。）に提出し、その許可を得なければならない。

- (1) 団体概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) 当該使用に係る製作物の完成品の見本等
- (3) その他、事務局長が必要と認める書類

### (使用の許可)

第5条 事務局長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、青少年の健全育成に寄与すると認めるときは、使用を許可（以下「使用許可」という。）するものとする。この場合において、事務局長が必要と認める場合には、キャラクターの使用方法その他について、条件を付することができる。

2 事務局長は、使用許可を行ったときは、使用許可書（別記様式3）を、また、使用を許可しない場合は、使用不許可通知書（別記様式5）を申請者へ交付する。

3 事務局長は、使用許可書の交付に併せて、キャラクターの電子データを申請者に交付する。

(使用許可の制限)

第6条 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、事務局長はこれを許可しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 県民会議の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 不当な利益を得るために利用するおそれがあると認められる場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の個人・団体、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (6) キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) キャラクターを立体として表現した場合
- (9) キャラクターの変形や色調の変更、その他キャラクターの使用方法が適当でないと認められる場合
- (10) その他、キャラクターの使用が適当でないと認められる場合

(使用料)

第7条 使用許可を受けたキャラクターの使用は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の規定による使用許可を得た者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターの使用に際しては、第5条第3項に規定した電子データのみを使用すること。
- (2) 許可された使用内容のみに使用すること。
- (3) 当該使用に係る製作物の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (4) 第5条の許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) キャラクターを使用した製作物等を商標登録しないこと。

(許可内容の変更等)

第9条 使用者が使用許可を得た内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式2）を事務局長に提出し、事務局長の許可を得なければならない。

2 事務局長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許可し、変更許可書（別記様式4）を申請者へ交付する。

(許可の取消し等)

第10条 事務局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可（前条の追加又は変更の許可があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用製作物等の回収等の措置を求めることができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、許可取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第5条の使用許可に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他キャラクターの使用継続が不相当であると認められた場合

2 事務局長は、前項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 事務局長は、使用者にキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(損失補償等の責任)

第11条 県及び県民会議は、キャラクター使用を許可したこと、不許可したこと又は取り消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県及び県民会議に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意または過失により県及び県民会議に損害を与えた場合は、これにより生じた損害を県及び県民会議に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第12条 事務局長は、キャラクターの使用促進を図る観点から、使用許可の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、愛知県青少年育成県民会議事務局（愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課）が行う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、県と協議の上事務局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年12月2日から適用する。

別表

愛知県青少年育成推進キャラクターゆうりい



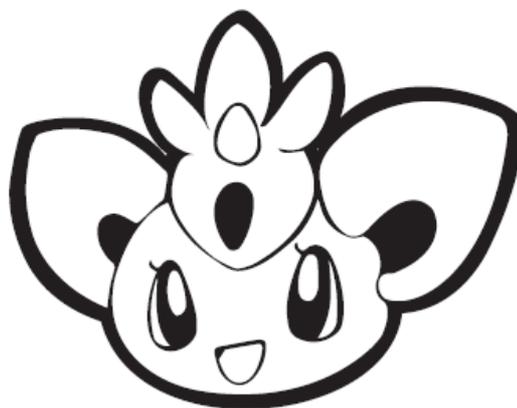
タイプ1 (カラー)



タイプ2 (カラー)



タイプ1 (モノクロ)



タイプ2 (モノクロ)